

最後の後見等監督について

大津家庭裁判所後見係

ご本人が亡くなられた場合、裁判所への報告、法務局への終了登記手続、相続人への財産の引継ぎが必要になります。

1 裁判所への報告

ご本人の死亡から2か月以内に、次の書類をご提出ください。

- ① 後見等事務終了報告書
- ② 財産目録
- ③ 財産に関する資料
 - ・ 通帳のコピー（前回報告時からの取引がわかるページをコピーしてください。）
 - ・ 支出に関する資料（領収書）等
- ④ ご本人が死亡した旨の記載がある戸籍（除籍）謄本のコピー 又は 死亡診断書のコピー

※ 報酬付与の申立てをされる方は、相続人への引継等の前に報酬付与審判申立書を後見等事務終了報告書と同時にご提出ください。その場合、後見等事務終了報告書の2(2)において「次の理由によりまだ引き継いでいませんが、その理由が解消すれば、すみやかに引き継ぎます。」にチェックをした上、「(引継が未了の理由)」欄に報酬付与の審判が未了である旨を記載してください。

2 法務局への終了登記手続

東京法務局に対し、成年後見登記の終了登記手続を行ってください。

なお、手続の詳細につきましては、東京法務局（Tel 03-5213-1360）にお問い合わせください。

3 相続人への財産の引継ぎ

管理していた財産は、相続人に引き継いでください。